

最適な
火災予防
復旧対策を

HATSUTA メンテナンス ソリューション

 株式会社 初田製作所
メンテナンス事業部

サービス領域

予防 検知 避難 初期消火 本格消火 復旧

メンテナンス事業部では火災の 予防 復旧 の領域をサポートします。



120年の知見を活かし、火災予防～「万が一の」火災発生後までをトータルコーディネートします

強み

初田製作所の

総合防災メーカー

幅広い知識を持つ有資格者、エンジニアがしっかりサポート。保守だけでなく、改修・開発まで見据えたご提案が可能。

独自の取り組み

法定点検でカバーしきれない火災リスクを的確に診断。通常は動かせない防災設備の実際の操作や放射体験が「実消館」で実演可能。

*実消館：大阪府枚方市にある自社施設体験型の消火設備機器総合研修センター

防災情報の提供

貴社に最適な防災は何か？防災WEBサイト「ボーサイナビット」をはじめ、新旧問わず、数々の事例、対策情報をご提供。

法定点検

防火対象物定期点検報告／防災管理定期点検報告／固定泡消火設備の一体点検（泡消火薬剤の経年劣化試験）／連結送水管耐圧性能点検／ガス系消火設備などの容器弁点検 など

総合防災メーカーだからできる信頼のメンテナンス



消火設備制御盤



泡消火設備



ガス系消火設備

点検レポート率
95%

設備に精通したエンジニアや有資格者による正確な点検。いかなる時も責任をもってサポートします！



消火栓



連結送水管



消火器



避難器具



スプリンクラー設備(流水検知装置)



誘導灯／避難階段



点検時のみだけでなく
継続的な火災予防



点検後、
必要箇所の
改修提案～
設置工事



消防法改正や
補助金など
最新情報の提供

新設・改修工事

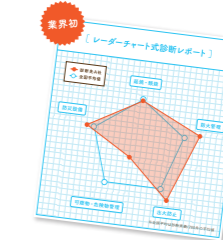
消防設備には寿命があります



改修計画の立案からサポート。お客様の諸条件に合わせたベストプランニングを実現するため、消防申請も含め、パートナーと一緒に伴走します。ぜひ、ご要望をお聞かせください！

火災リスク診断

個別のリスクを洗い出します



火災発生リスク
簡易無料診断
サービス
(HTCサービス)



独自の経験値から、予防すべき個別のリスクを抽出し、レポート提示や報告会を開催します。BCP、CSR、社員の防災意識アップに貢献します。

損害保険

補償の最適化による精度の高いリスクヘッジ



補償のモレ
補償のダブリ
現状とのズレ
コストのムダ

損害保険の専属アドバイザーにより最適な補償プランをご提案します。1500件以上の火災リスク診断で培った安心のサポートをお届けします。

ソリューション事例



Case.1

設備交換や、改修しなくてはと思っているが時間がない。消防署からの指摘も受けている。

予算計画から作業計画、消防申請までワンストップで対応します。お客様に寄り添った提案でスムーズな更新をサポートします。

Case.2

見積もりや説明が不明瞭で決裁がおりない。不具合内容を一緒に確認して欲しい。

なぜ、交換や点検が必要かの根拠となる資料*の提示までを含め、包括的にサポートします。
*各種工業会耐用年数表など

Case.3

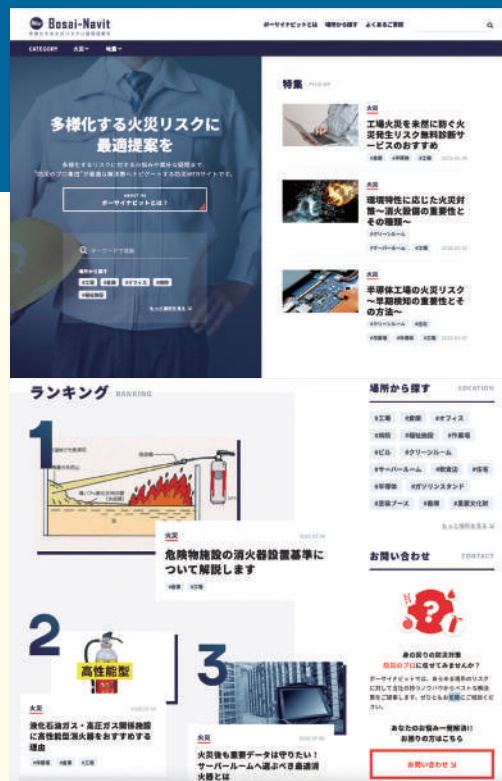
点検の業務負担を削減したい。

本社建屋だけでなく、その他も含め、全設備の点検時期を割り出し、まとめることで業務負担を削減します。



身の回りの防災対策 防災のプロに 任せてみませんか？

メンテナンス事業部では、多様化するリスクに対する
お悩みや素朴な疑問まで、
”防災のプロ集団”が最適な解決策へナビゲートする
防災WEBサイトを、運営しています。
ボーサイナビットでは、
**あらゆる火災のリスクに対して
当社の持つノウハウからベストな解決策を
ご提案します。**



ぜひともお気軽に「お問い合わせ」よりご相談ください。

消防用設備等の経年劣化について

消防用設備等は適切な点検が行われていても**経年劣化**が生じます。
設置後の更新・交換を推奨する期間を各工業会が公表しています。

各工業会が公表している機器の更新・交換の目安期間

ガス系消火設備の制御盤(電子式)	交換を推奨するおおよその期間 13~15年
泡消火薬剤(水成膜)	交換を推奨するおおよその期間 8~10年
一斉開放弁	交換を推奨するおおよその期間 17~20年
流水検知装置(湿式)	交換を推奨するおおよその期間 18~20年
消火器設計標準使用期間	おおむね 10年
自動火災報知設備の受信機	推奨更新期間 15年
自動火災報知設備の煙式感知器	推奨更新期間 10年
自動火災報知設備の熱式感知器	推奨更新期間 10年

詳しくは、ホームページをご覧ください。

(一社) 日本火災報知機工業会

<https://www.kaho.or.jp/pages/tenken/page-tenken-01-01.html>

(一社) 日本消火装置工業会

<http://shosoko.or.jp/info/index.html>

(一社) 日本消火器工業会

<https://www.jfema.or.jp/about/span>

関係法令

- 点検と報告の義務 [参照：消防法第17条の3の3]
防火対象物の消防用設備等は定期的に点検し、その結果を報告することが必要です。
- 点検報告の頻度 [参照：消防法施行規則第31条の6]
 - ◆特定用途防火対象物……1年に1回の報告
 - ◆非特定用途防火対象物…3年に1回の報告
- 点検の資格 [参照：平成16年5月31日消防庁告示第10号]
有資格者(消防設備士、消防設備点検資格者)による点検が必要です(小規模な建物を除く)。
- 罰則 [参照：消防法第44条第11号]
点検結果の報告がなされない場合には建物の関係者に対し、消防署による立入検査等で行政指導が行われます。それでも報告がなされない場合には罰則として30万円以下の罰金又は拘留となる可能性があります。

メーカーだから可能なリサイクル「ハツタエコサイクルシステム」

回収した消火器を分解し、
環境に優しいサイクルを実現

- 部品・本体容器は再資源としての活用
- 薬剤は本社工場にてリサイクル

*本ページ左下の「回収・リサイクル相談窓口」へお気軽にお問い合わせください。

